

# 和光市青少年育成推進員会設置要綱

昭和60年6月10日

告示第60号

改正 平成13年3月27日告示第33号

## (目的)

第1条 次代を担う青少年が常識を身に付け、教養の有る社会人として成長することを援助するために、和光市青少年育成推進員会(以下「推進員会」という。)を設置する。

## (委嘱)

第2条 推進員は、社会的信望があり、青少年の健全育成に熱意の有る者のうちから、市長が委嘱する。

## (任期)

第3条 推進員の任期は、1年とする。ただし、推進員が欠けた場合の後任の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (任務)

第4条 推進員は、地域に青少年育成運動の趣旨を普及するとともに、望ましい環境づくりを促進するため、次の活動を行う。

- (1) 地域で青少年を健全育成する活動を行っている団体やグループ等の事業に積極的に参加すること。
- (2) 優良な図書、映画など青少年に優れた文化を普及すること。
- (3) 地域の環境を良くするための適切な予防及び浄化活動を行うこと。
- (4) 青少年が参加又は参画できる地域活動の充実を図ること。

2 任務の遂行に当たっては、地域の青少年育成組織の実態に即応した活動を行う。

## (役員)

第5条 推進員会には会長1名、副会長1名、書記2名を置き、推進員の互選により定める。

2 会長は、推進員会を代表し、会務を総理し、その事務を処理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは会長の職務を代行する。

4 書記は、会議の記録を掌理する。

## (研修等)

第6条 推進員会は、円滑な活動を促進するため、必要な研修又は研究協議等を行う。

## 附 則

1 この告示は、告示の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

2 和光市青少年の環境浄化委員会設置要綱(昭和59年告示第58号)は、廃止する。

## 附 則(平成13年告示第33号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。